

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査をし、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和2年6月3日

茨城県監査委員	山岡恒夫
同	舘静馬
同	深谷一広
同	羽生健志

定期監査等の結果に関する報告

1 実施方針

- (1) 予算の執行等の財務に関する事務又は経営に係る事業が、法令等に従って適正に執行されているか、という正確性、合規性の確認はもとより、経済性、効率性、有効性の検証を重視した監査を実施する。
- (2) 職員による不適切な事務処理等が発生している状況に鑑み、事務事業の管理執行体制の観点も考慮した監査を実施する。
- (3) 前年度における定期監査の指摘等監査結果のほか、行政監査、包括外部監査の監査結果に対する措置等が適切になされているかを確認する。

2 監査の対象機関 36 機関

所管部局	監査対象機関名
保健福祉部	県立中央看護専門学校
保健福祉部	中央児童相談所
保健福祉部	県西食肉衛生検査所
農林水産部	県北農林事務所
農林水産部	県央農林事務所
教育庁	県立高萩清松高等学校
教育庁	県立日立第一高等学校
教育庁	県立日立第一高等学校附属中学校
教育庁	県立日立第二高等学校
教育庁	県立日立商業高等学校
教育庁	県立常陸大宮高等学校
教育庁	県立水戸南高等学校
教育庁	県立水戸桜ノ牧高等学校常北校
教育庁	県立勝田高等学校
教育庁	県立那珂湊高等学校
教育庁	県立茨城東高等学校
教育庁	県立石岡第二高等学校
教育庁	県立中央高等学校
教育庁	県立竜ヶ崎第一高等学校
教育庁	県立竜ヶ崎南高等学校
教育庁	県立取手第二高等学校
教育庁	県立取手松陽高等学校
教育庁	県立竹園高等学校
教育庁	県立真壁高等学校
教育庁	県立下館第二高等学校

教育庁	県立下妻第二高等学校
教育庁	県立鬼怒商業高等学校
教育庁	県立八千代高等学校
教育庁	県立古河第一高等学校
教育庁	県立常陸太田特別支援学校
教育庁	県立北茨城特別支援学校
教育庁	県立友部東特別支援学校
教育庁	県立伊奈特別支援学校
教育庁	県立下妻特別支援学校
教育庁	県立結城特別支援学校
教育庁	県立境特別支援学校

3 監査実施期間

令和2年3月1日から令和2年3月31日まで

4 監査結果の取扱基準

事務事業の執行に著しく適正を欠き、是正又は改善を求める必要があると認められる事項については指摘事項とし、指摘には該当しないが、的確な事務の執行等を促す必要があると認められる事項については注意事項とする。

5 監査の結果

下表の機関において指摘事項が認められた。

その他の機関においては、指摘及び注意に該当する事項は認められなかった。

(1) 指摘事項

所管部局・監査対象機関名		監査の結果
教育庁	県立竜ヶ崎第一高等学校	<p>県立学校授業料の徴収事務について、組織の管理執行体制が不十分であったことにより、以下の不適切な事務処理を行ったことは適切でない。</p> <p>(1) 授業料の口座振替事務について、調定決議の突合を行っておらず、調定と異なる事務処理を行ったことにより多額の収入未済及び過誤納金を発生させたこと。</p> <p>(2) 就学支援金の結果に係る通知書について、決裁を経ずに公印を押印し、かつその通知書を3か月放置していたこと。</p>